

中部運輸局自動車交通部

令和8年1月29日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

田中、中野 TEL 052-952-8038

中部運輸局 三重運輸支局 輸送・監査担当

石野、人見、宇野 TEL 059-234-8411

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所

事業者名：イソトミ産業 株式会社（代表者：大木 康隆）

住 所：神奈川県横浜市都筑区東山田町58

営 業 所：中部営業所（三重県三重郡川越町大字南福崎字五丁繩941-1）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和8年1月29日

処分内容：① 事業停止3日間

② 車両使用停止処分258日車

（4両を51日間、1両を54日間の使用停止）

③ 文書警告

3. 監査端緒

その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、監査を行うことが必要と認められたため監査を実施。

4. 違反内容及び違反条項

（1）届出を行わず、営業所別配置車両数を変更していた。

（貨物自動車運送事業法第9条第3項）

(2) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

(3) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)

(4) 点呼を実施していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)

(5) 点呼の記録の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

(6) 業務の記録の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

(7) 業務の記録に事実と異なる記載をしていた。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

(8) 運行記録計による記録をしていなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

(9) 運行記録計による記録に事実と異なる記録をしていた。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

(10) 運行指示書を作成していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)

(11) 運転者等台帳を作成していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

(12) 国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

(13) 特定の運転者（高齢運転者）に対する運転適性診断（適齢診断）を実施していなかった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 30点
- ・当該事業者に付された累積違反点数 30点